



▲中浜筋からの景観(主屋、座敷棟)

▲浜六間筋からの景観(附属棟、俵倉、道具蔵)



◀通り土間内観

◀庭園からみた主屋・座敷棟

基本情報	
名称	④井上関右衛門家住宅（鉄炮鍛冶屋敷）
種別	主屋、座敷棟、道具蔵、俵倉、附属棟、鍛冶場、堀
所在地	堺区北旅籠町西1丁3番22号
建造物の所有者	堺市
構造	木造、切妻造、瓦葺
延床面積	712.63㎡
建築年代	江戸時代（附属棟は昭和11年、鍛冶場及び堀の一部は令和5年新築）
文化財指定	堺市指定有形文化財
建造物の由来・沿革・特徴	江戸時代にさかのぼる町家建築であり、堺の鉄炮鍛冶である井上関右衛門家の作業場兼住居である。全国でも唯一現存する江戸時代の鉄炮鍛冶の作業場兼住居として、堺市の有形文化財に指定されており、鉄炮の生産史を伝える資料的価値を持つ。当初は生産中心であった屋敷構成が、主屋を核として南側に座敷棟が増築され、取引・接客機能を備えた座敷空間が拡張されるなど、建物の増改築には鉄炮鍛冶の営業形態の変化がうかがえる。 令和元年度から令和4年度にかけて、保存修理工事（耐震補強を伴う半解体修理工事）を実施し、令和6年3月から「鉄炮鍛冶屋敷（堺市立町家歴史館 井上関右衛門家住宅）」として公開されている。
景観特性	
寺社や町家が集積する環濠都市北部地区に位置し、敷地内には東側に主屋および座敷棟、西側に道具蔵・俵倉・附属棟などが配置されている。これらの建物構成は、江戸時代における鉄炮鍛冶の「職住一体の屋敷構成」を視覚的に伝える貴重な景観を形成している。また、表筋「中浜筋」に面する主屋・座敷棟と、裏筋「浜六間筋」に面する道具蔵・鍛冶場等が一体となり、敷地が両街路を貫く構成となっている。このような表裏の街路に対応した建物配置は、元和の町割りに基づく都市構造を現在に継承するものであり、歴史文化資源の風情が連続的に感じられる景観形成に大きく寄与している。	
基準への適合性確認	
基準1. 道路など公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの	
道路など公共の場所から外観が確認できる。	
基準2. 外観が地域の自然やまちなみと調和した景観を形成するもの又は時代の特色を伝える様式や技法で建造されたもの	
江戸時代の堺で発展した鉄炮鍛冶の歴史を今に伝える貴重な町家建築であり、木造切妻造、本瓦葺および棧瓦葺の屋根、格子戸や虫籠窓などの近世町家建築の様式・意匠を備えている。また、職住一体の建物配置により、江戸時代の鉄炮鍛冶の営みと当時の建築様式・技法を今日に伝えていることから、指定基準に適合する。	
基準3. 堺市景観計画に示す地域別景観形成方針が求める景観特性に沿ったもの	
当建造物は、堺環濠都市北部地区に位置し、地域に残る町家や寺社と合わせて、歴史文化景観を構成する重要な要素となっている。「通りに面した主屋・座敷棟によるまちなみ景観への寄与」「奥行があり、元和の町割を現在に伝える敷地構成」「用途に応じた建物配置」が一体となることで、鉄炮鍛冶という生業と生活の歴史を今日に伝える極めて貴重な景観資源であり、環濠都市北部地区における歴史的景観の中核的存在として重要な役割を担っている。さらに、同施設は保存修理の上で公開・活用されており、景観資源のみならず、地域の歴史や文化を体感できる拠点として機能していることから、「歴史的まちなみや建築物などの歴史文化資源を地域のシンボルとして活用し、地域全体のよりよい景観形成を図る」という景観形成方針が求める景観特性に沿っている。	
基準4. 現に所有者等により管理され、指定後も引き続き管理されることが見込まれるもの	
現に所有者が管理し、今後も管理が見込まれる。	



▲浜六間筋からの景観



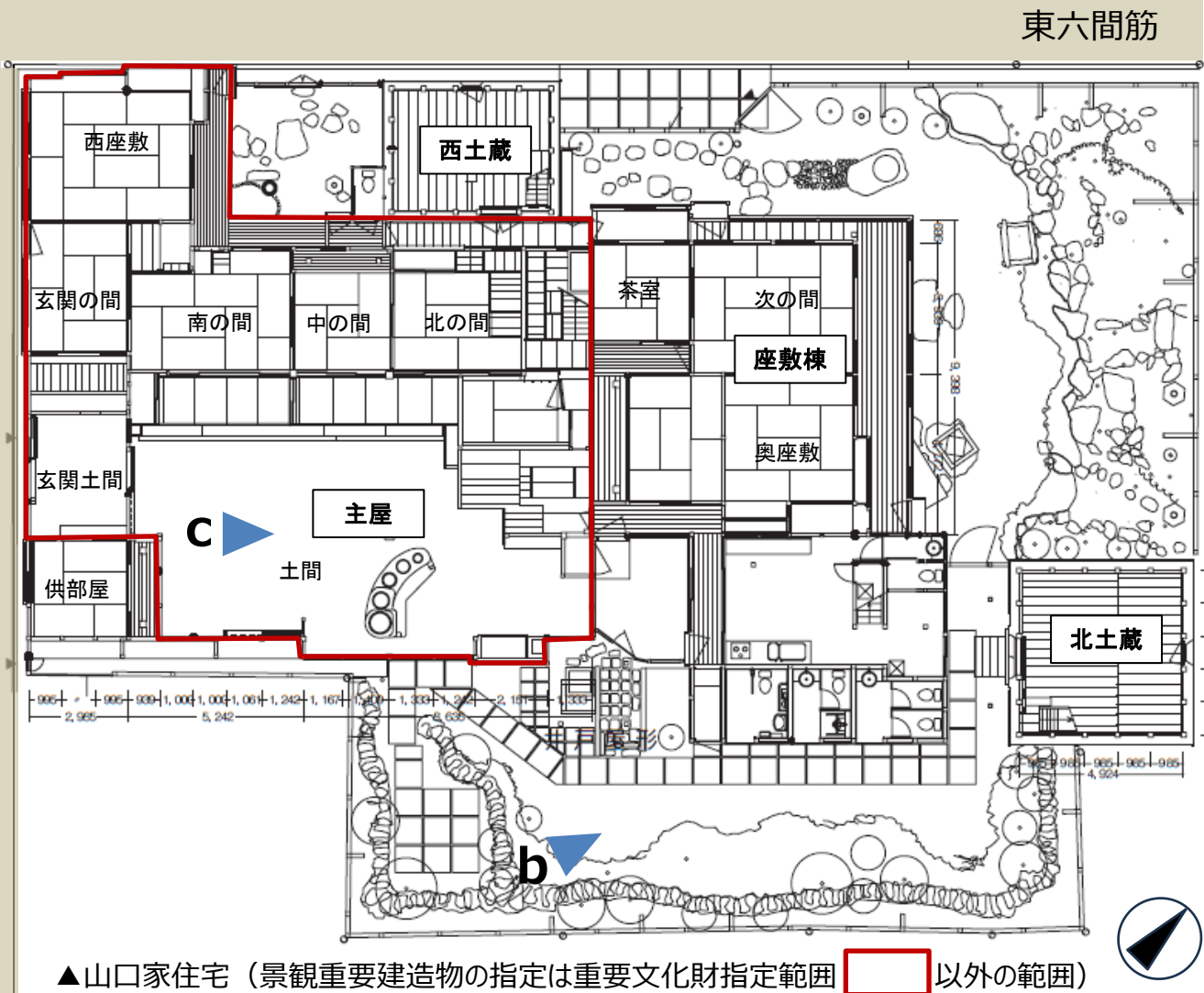
▲不動堂、門



◀奥座敷内観

基本情報	
名称	⑤清学院
種別	不動堂、庫裏、門
所在地	堺区北旅籠町西1丁3番13号
建造物の所有者	堺市
構造	木造平屋建、瓦葺
延床面積	93.61㎡
建築年代	江戸時代
文化財指定	国登録有形文化財
建造物の由来・沿革・特徴	修験道（しゅげんどう）の道場として設立した建造物であり、その起源は天正年間（16世紀後半）に遡ると伝えられる。現存する建物は江戸時代後期に整えられたもので、醍醐寺三宝院当山派（だいごじさんぼういんとうざんは）に属する都市型の修験道場として機能してきた。また、江戸時代後期には寺子屋「清光堂」として教育機能も担い、地域住民の信仰の場であるとともに、学びの場としても重要な役割を果たしていた。明治5年のいわゆる修験道廃止令以降も、地域に根ざした信仰・文化活動の拠点となっていた。 建築的には、不動堂・庫裏・門から構成され、狭小な敷地にこれらの施設が凝縮して配置されている点に特徴がある。宗教施設でありながら町家の要素を併せ持つ複合的な構成は、都市部における修験道施設の実態をよく示すものであり、同種の建造物としても希少性が高い。保存修理工事を経て、平成23年から「堺市立町家歴史館 清学院」として公開されている。
景観特性	
寺社や町家が集積する環濠都市北部地区に位置し、狭小な敷地の中に不動堂・庫裏・門が一体的に配置された構成は、市街地における修験道場として独特な形態を示している。 その外観は、寺院建築の要素と町家建築の要素が融合した意匠を有しており、周辺の歴史的まちなみと調和しながら地域景観に個性を与えている。さらに、長年にわたり地域の信仰や教育、生活文化の中心として機能してきた背景を有し、都市型修験道施設としての希少性と歴史的まちなみとの調和を併せ持つ建造物として、地域の景観形成に重要な役割を果たしている。また、清学院と井上関右衛門家住宅は隣接して位置し、互いに調和しながら、周辺の歴史的まちなみの連続性と奥行きを高めている。	
基準への適合性確認	
基準1. 道路など公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの	
道路など公共の場所から外観が確認できる。	
基準2. 外観が地域の自然やまちなみと調和した景観を形成するもの又は時代の特色を伝える様式や技法で建造されたもの	
門や堀を含めた外観は、寺院建築の要素と町家建築の要素が融合した意匠を有しており、周辺に残る歴史的な町家や寺院建築と調和し、低層で落ち着いたあるまちなみ景観を形成している。さらに、屋根には堺瓦を中心とした伝統的な瓦が使用されるなど、地域に根ざした技法・意匠を備えており、地域の歴史文化を体現する建造物である。	
基準3. 堺市景観計画に示す地域別景観形成方針が求める景観特性に沿ったもの	
当建造物は、堺環濠都市北部地区に位置し、地域に残る町家や寺社とともに、歴史文化的景観を構成する重要な要素となっている。さらに、同施設は保存修理の上で公開・活用されており、景観資源のみならず、地域の歴史や文化を体感できる拠点として機能していることから、「歴史的まちなみや建築物などの歴史文化資源を地域のシンボルとして活用し、地域全体のよりよい景観形成を図る」という景観形成方針が求める景観特性に沿っている。	
基準4. 現に所有者等により管理され、指定後も引き続き管理されることが見込まれるもの	
現に所有者が管理し、今後も管理が見込まれる。	

a



▲山口家住宅（景観重要建造物の指定は重要文化財指定範囲 以外の範囲）



▲東六間筋からの景観（主屋、西土蔵）



▲庭からの景観（座敷棟、北土蔵）



▲土間内観

基本情報	
名称	⑥山口家住宅
種別	主屋、座敷棟、西土蔵、北土蔵
所在地	堺市堺区錦之町東1丁2番31号
建造物の所有者	堺市
構造	木造一重一部二階、切妻造、本瓦葺（主屋）
延床面積	主屋 383.92㎡（1階）、92.10㎡（2階）
建築年代	江戸時代
文化財指定	国重要文化財指定（主屋）
建造物の由来・沿革・特徴	山口家は江戸時代を通じて庄屋を務めた家で、主屋は大坂の陣後の復興期に建築され、その後江戸後期に現在の規模が整えられた。現存する町家としては全国的にも極めて古い遺構であるため、昭和41年に重要文化財に指定され、平成19年に堺市へ寄贈された。 また、主屋の平面は東側に広い土間、西側に居室を配する構成となっており、土間は大きな梁によって大空間が構成され、日本の伝統木造建築に見られる和小屋構造の特徴をよく示している。平成19年度から平成21年度の保存修理工事経て、平成21年から「堺市立町家歴史館 山口家住宅」として公開されている。
景観特性	
寺社や町家が集積する環濠都市北部地区に位置し、敷地は南側の道路に面して主屋が配置され、奥に座敷棟や土蔵が連なる。切妻造・瓦葺、格子・土壁・白漆喰仕上げによる町家建築の外観を持ち、元和の町割に基づく区画に沿った建物配置は、江戸初期の復興都市計画を背景に形成された建物配置であり、これを現代に伝える希少な事例である。 さらに、主屋に広い土間を備える農家的要素を併せ持つ点も特徴であり、都市部にありながら近隣農村を統括する庄屋としての役割を担ってきた歴史を示している。町割と一体的に形成された当建造物は、当時の生活や社会構造を体感できる歴史的資源として、環濠都市北部地区の歴史的景観において中核的な役割を担っている。	
基準への適合性確認	
基準1. 道路など公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの 道路など公共の場所から外観が確認できる。	
基準2. 外観が地域の自然やまちなみと調和した景観を形成するもの又は時代の特色を伝える様式や技法で建造されたもの 江戸時代初期に建築された町家であり、外観は切妻造、瓦葺きの木造建築を基本とし、白漆喰塗の壁、竪格子や下見板張りなどの伝統的意匠を備えている。また、主屋・座敷棟・土蔵等が敷地内にまとまりをもって配置され、町家と農家の要素を併せ持つ点は、都市部にありながら近隣農村を統括する庄屋としての役割を担ってきた山口家住宅の特異性を示す。環濠都市北部地区における歴史的景観の中核的存在として重要な役割を担っており、低層で連続する歴史的町家のまちなみと調和した落ち着きある景観を形成している。	
基準3. 堺市景観計画に示す地域別景観形成方針が求める景観特性に沿ったもの 当建造物は、江戸時代初期に成立した町家として、堺の伝統的な町家の特徴をよく伝える歴史的建造物である。また、環濠都市北部地区に位置し、周辺に残る寺社や町家と合わせて、地域の歴史文化的景観を構成する重要な要素となっている。さらに、本施設は保存修理の上で公開・活用が図られており、景観資源にとどまらず、地域の歴史や文化を体感できる拠点として機能していることから、「歴史的まちなみや建築物などの歴史文化資源を地域のシンボルとして活用し、地域全体のよりよい景観形成を図る」という景観形成方針が求める景観特性に沿っている。	
基準4. 現に所有者等により管理され、指定後も引き続き管理されることが見込まれるもの 現に所有者が管理し、今後も管理が見込まれる。	